



産業廃棄物対策に関する参考通知

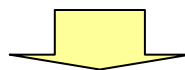
関東管区行政評価局は、「産業廃棄物対策に関する行政評価・監視」の調査に基づく実態について、平成17年10月7日、埼玉県及びさいたま市に対して参考通知

【通知概要】(資料1「参考通知」参照)

1 委託契約制度の運用

8事業者に係る委託契約(50件)の状況を調査

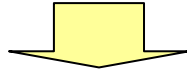
- ・ 埼玉県管轄分(6事業者:排出事業者(1)、収集運搬業者(1)、中間処理業者(2)及び最終処分業者(2)、計35件)
- ・ さいたま市管轄分(2事業者:排出事業者(1)、収集運搬業者(1)、計15件)



産業廃棄物の運搬又は処分の委託先と契約を締結していないもの(1事業者、1件)
委託契約書を保存していないもの(1事業者、1件)
委託契約書に処分業等の許可証の写しが添付されていないもの(1事業者、3件)
委託契約書に産業廃棄物の種類、数量、料金等が記載漏れ又は記載誤りとなっているもの(7事業者、20件)

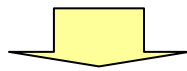
2 産業廃棄物管理票制度の運用

埼玉県管轄の排出事業者（1）及びさいたま市管轄の排出事業者（1）に係る産業廃棄物管理票（各3件）のトレーサビリティを調査



最終処分業者から返戻された管理票の写しと中間処理業者から返戻された管理票とで、最終処分年月日が異なっているもの（2事業者、2件）

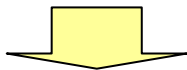
8事業者に係る産業廃棄物管理票（160件）の記載状況を調査



産業廃棄物の種類、数量等の記載漏れ又は記載誤りがあるもの（5事業者、74件）
有価物の捨集量が記載漏れ又は記載誤りとなっているもの（1事業者、20件）

3 立入検査の実施

8事業者への埼玉県及びさいたま市による立入検査の状況を調査



当局が把握した法令違反事案について、立入検査においては、当該事案が把握されていなかった（7事業者）。

総務省は、同日、環境省に対し、勧告（資料2「産業廃棄物対策に関する行政評価・監視結果報告書」参照）

照会先	総務省関東管区行政評価局 第二部第2評価監視官室 電話：048-600-2330、2331 FAX：048-600-2338 E-mail:knt22@soumu.go.jp
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

